

令和4年10月5日発信

全青協（農林水産省）からの情報提供について

一般社団法人 全国青果卸売市場協会 【全青協】を通じ、農林水産省から原子力災害対策特別措置法に基づく出荷停止品目の一部解除について次の内容の発表がありましたので、お知らせします。

I 福島県産くさそてつ（こごみ）及びふき

『9月15日、福島県に対して指示されていた出荷制限のうち、福島県福島市で産出された「くさそてつ（こごみ）」（栽培のものに限る）及び天栄村で産出された「ふき」（野生のものに限る）について、県の申請（別紙）に基づき出荷制限を解除する。これにより、出荷が可能となり、販売することができるようになったので、適切に対処願う。』

II 青森県産野生きのこ類

『9月20日、青森県に対して指示されていた出荷制限のうち、青森県鱒ヶ沢町で産出された「野生きのこ類（ムキタケ）」及び階上町で産出された「野生きのこ類（クリタケモドキ）」について、県の申請（別紙）に基づき出荷制限を解除する。これにより、出荷が可能となり、販売することができるようになったので、適切に対処願う。』



令和4年9月29日
大臣官房新事業・食品産業部
食 品 流 通 課

福島県福島市で産出されたくさそてつ（ごみ）（栽培のものに限る）
及び同県天栄村で産出されたふき（野生のものに限る）に係る出荷制限
の解除について

9月15日（木）、原子力災害対策本部長より、別添1のとおり、福島県
に対し指示されていた出荷制限のうち、福島市で産出されたくさそてつ（こ
ごみ）（栽培のものに限る）及び天栄村で産出されたふき（野生のものに限
る）に関して出荷制限の解除がなされたので、お知らせいたします。

これにより、上記については出荷が可能となり、販売することが出来るよ
うになりましたので、十分御配慮の上、適切に対処していただきますようお
願いいたします。

※ 9月15日現在の出荷制限品目及び出荷自粛品目については、〈別紙〉のとおりとなりますので、
引き続き、科学的・客観的な根拠に基づき適切に行動されますよう改めてお願いいたします。



申 請

令和4年9月2日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に
基づく令和4年4月26日付け指示について、下記のとおり申請します。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。
福島県福島市において産出されたクサソテツ（ごみ）（栽培のものに限る。）
- 解除を申請する理由
別紙1のとおりです。

(別紙1)

1 出荷制限を解除する範囲

国から出荷を差し控えるよう指示(平成23年5月9日付け出荷制限指示)を受けている福島県福島市で産出されるクサソテツ(こごみ)のうち、栽培のものに限る。(以下「クサソテツ(こごみ)(栽培)」という。)

2 解除申請までの検査

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(令和4年3月30日付け原子力災害対策本部公表)を踏まえて策定した検査計画に基づき、緊急時環境放射線モニタリング検査を実施した。

なお、検査の結果、全ての検体が基準値を下回った(別添二-1参照)。

3 解除後の管理

(1) 生産管理

ア 県は市町村等と連携し、クサソテツ(こごみ)(栽培)のは場、生産者名、生産者コード等の情報を記録した台帳を整備し、管理を行う。

イ 県は、生産者に対し、栽培指針等に基づき、施肥や除草等の適切な栽培管理を行うよう求める。

(2) 出荷・流通管理

ア 県は、これまでも、出荷制限品目の取扱いを広報紙、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、生産者、出荷者、生産者団体等に対し、各種業務活動を通じて出荷制限品目の取扱いについて周知徹底を図る。

イ 県は、出荷者、出荷団体等に対して、出荷前に、出荷制限等が要請されている区域のクサソテツ(こごみ)でないことを確認し、入荷先の記録を保管するよう求める。また、生産者、出荷者、出荷団体等に対し、販売時に出荷容器に生産地名等(出荷団体名、生産者コード、生産者、生産地、栽培のものであることなど出荷する形態に応じた必要事項)の記載を求める。

ウ 県は、生産者、出荷者、出荷団体等に対して、出荷制限等の対象品目について、出荷・取扱いをしないよう周知する。

エ 当該地方の生産者、出荷者、出荷団体等は、出荷容器に生産地名等(出荷団体名、生産者コード、生産者、生産地、栽培のものであることなど出荷する形態に応じた必要事項)を表示することとし、これにより生産物の生産地の絞り込みや流通の捕捉を可能とする。

(3) 解除後の検査

解除後において出荷が見込まれる場合、県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び福島県が策定した「農林水産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング実施方針」並びに「園芸作物における緊急時環境放射線モニタリングの進め方について」に基づき適切に緊急時環境放射線モニタリング検査を実施し、結果を公表する。

(4) 出荷状況の把握

県は、関係機関と連携しながら出荷状況を生産者に確認するとともに、定期的に、農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているかを確認する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

緊急時環境放射線モニタリング検査において基準値を超える検査結果が判明した場合、県は、福島市、生産者、出荷者、出荷団体等に対して、直ちに当該地域のクサソテツ（こごみ）（栽培）の出荷自粛を要請するなど必要な措置を講じる。

(6) 新たな生産ほ場（生産者）への対応

自主検査等において基準値を下回り、安全性が確認された場合に、出荷できるものとする。



申 請

令和4年9月2日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

福島県知事 内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に
基づく令和4年4月26日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること
福島県天栄村において産出されるフキ（野生）
- 解除を申請する理由
別紙参照

(別紙1)

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

福島県天栄村で産出されるフキ（野生のものに限る。）（以下、「フキ（野生）」という）

2 検査状況

(1) 出荷制限指示

平成26年6月13日に県が天栄村から採取されたフキ（野生）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（140Bq/kg）が検出されたため、同年6月16日に国から県に対して、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国から指示を受け、同村に対し、同村において採取されたフキ（野生）について、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同村から産出されるフキ（野生）を扱わないよう要請した。

また、その他の市町村についても、産地の市町村名を確認の上、適切な表示により流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

(2) 現在までの検査結果（別表）

県は天栄村と連携し、フキ（野生）の出荷制限解除に向け、平成29年6月から令和3年11月にかけて、同村のフキ（野生）の代表的な生息地5点以上を選定し検査を行うモニタリング検査により、のべ63点を採取し、低下傾向を確認した。

さらに、令和4年5月から6月の詳細検査のため、20点を採取した。

これらを検査した結果、1地点以外に食品の基準値を超えるものは検出されなかった（平均値：9.8Bq/kg、最大値：210Bq/kg）。なお、平成30年に210Bq/kgを検出した場所は、翌年（令和元年）8.0Bq/kg、令和2年不検出であり、平成26年に基準値を超過した場所では、令和3年83Bq/kg、令和4年21Bq/kgであった。

このことから、同村のフキ（野生）の放射性物質濃度は安定して低水準であることが確認でき、基準値を超過する確率（95%タイル値20Bq/kg）は低いと推定できることから、出荷制限は解除されるべきと判断した。

3 福島県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

福島県は天栄村と連携し、フキ（野生）の発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、基準値以下であることを確認する。

さらに、出荷されるフキ（野生）の安全性を確保するため、福島県は天栄村と連携し、出荷期間内において1週に1回程度の定期検査を行う。

（2）解除後の出荷管理

福島県と天栄村は連携し、同村のフキ（野生）を出荷する生産者についての台帳（生産者台帳）を整備し、管理を行う。また、流通業者（JA、市場、直売所）等に対して、入荷先、販売先の記録（台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録の福島県への提出を求める。

（3）出荷制限地域のフキ（野生）が出荷されないことの確保

ア 生産者対策

福島県と天栄村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村産のフキ（野生）の採取・出荷を行わないよう生産者に要請する。

また、生産者に対して、①採取市町村名、②生産者名、③採取区分（野生）の表示を徹底するよう要請する。

イ 流通対策

福島県と天栄村は連携し、福島県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、出荷制限地域のフキ（野生）を扱わないことや、採取市町村名の表示がないフキ（野生）については、採取地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請する。天栄村産のフキ（野生）は、生産者台帳に記載された生産者が生産したフキ（野生）に限定し、流通業者（JA、市場、直売所）等に対し、当該生産者情報を周知する。また、福島県と天栄村は連携し、これらの流通拠点を巡回指導する。

（4）検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

福島県は、速やかに天栄村のフキ（野生）の出荷自粛を要請するとともに、基準値を超過したフキ（野生）を回収、廃棄させる。

（5）関係者への周知

福島県は天栄村と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。



令和4年9月29日
大臣官房新事業・食品産業部
食 品 流 通 課

青森県鱒ヶ沢町で産出された野生きのこ類（ムキタケ）及び同県階上町で産出された野生きのこ類（クリタケモドキ）に係る出荷制限の解除について

9月20日（木）、原子力災害対策本部長より、別添1のとおり、青森県に対し指示されていた出荷制限のうち、鱒ヶ沢町で産出された野生きのこ類（ムキタケ）及び階上町で産出された野生きのこ類（クリタケモドキ）に関して出荷制限の解除がなされたので、お知らせいたします。

これにより、上記については出荷が可能となり、販売することが出来るようになりましたので、十分御配慮の上、適切に対処していただきますようお願いいたします。

※ 9月20日現在の出荷制限品目及び出荷自粛品目については、〈別紙〉のとおりとなりますので、引き続き、科学的・客観的な根拠に基づき適切に行動されますよう改めてお願いいたします。



申 請

令和4年 9月 6日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

青森県知事 三村 申吾
(公 印 省 略)

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和元年8月28日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。
青森県鱒ヶ沢町において産出される野生きのこ類（ムキタケに限る。）
- 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

青森県鱒ヶ沢町で産出される野生きのこ類（ムキタケに限る。）（以下「ムキタケ」という。）

2 経緯及び解除申請の理由

（1）出荷制限指示

平成25年9月20日に県が鱒ヶ沢町から採取された野生きのこ類（サクラシメジ）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（150Bq/kg）が検出されたため、同年10月1日に国から県に対して、同町において採取された野生きのこ類について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国からの指示を受け、鱒ヶ沢町に対し、同町において採取された野生きのこ類について、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同町から産出される野生きのこ類を扱わないよう要請した。

また、産地の市町村名を確認の上、適切な表示によって流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

（2）これまでの出荷制限解除

県は鱒ヶ沢町と連携し、これまでに基準値を超える放射性セシウムが検出された地点を含む同町の生息地から、平成25年から平成27年にかけてナラタケ62検体を採取し検査した結果において、すべて基準値の2分の1を下回り、放射性物質濃度が安定して低水準であることを確認し、平成27年11月20日に同町のナラタケの出荷制限が解除された。

（3）検査結果

県は鱒ヶ沢町と連携し、ムキタケの出荷制限解除に向け、令和元年10月から11月にかけて、これまで同町のムキタケの生育地から18検体を採取した。

さらに、令和2年10月から12月にかけての追加検査では26検体、令和3年10月から11月にかけての追加検査では28検体を採取した。

これらの3年間で採取した72検体を検査した結果において、すべて基準値の2分の1を下回り、同町のムキタケの放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、出荷制限は解除されるべきと判断した。

なお、ムキタケについては平成28年から基準値を超える放射性セシウムが検出され

た地点等を含む生育地で検査を行っており、すべての検体で基準値の2分の1を下回り、放射性物質濃度が安定して低水準であることが確認できている。

3 青森県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

県はムキタケの発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、出荷前に基準値以下であることを確認する。

さらに、出荷されるムキタケの安全性を確保するため、出荷期間中に、原則として1週間に1回程度1検体の定期検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

ア 出荷者対策

県は鱒ヶ沢町と連携し、同町のムキタケを販売する直売所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録（台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらう。

イ 流通対策

県は鱒ヶ沢町と連携し、直売所、卸売市場等に対し、品目名（ムキタケ）、採取地、採取日及び採取者の氏名を適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点を巡回指導する。

(3) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は鱒ヶ沢町と連携し、採取者に対し、速やかに同町のムキタケの出荷自粛を要請するとともに、直売所や卸売市場等に対して、出荷されたムキタケの回収を要請する。

(4) 関係者への周知

県は鱒ヶ沢町と連携し、本計画の内容について、採取者、直売所、卸売市場等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。



申 請

令和4年 9月 6日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

青森県知事 三村 申吾
(公 印 省 略)

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和元年8月28日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。
青森県階上町において産出される野生きのこ類（クリタケモドキに限る。）
- 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

青森県階上町で産出される野生きのこ類（クリタケモドキに限る。）（以下「クリタケモドキ」という。）

2 経緯及び解除申請の理由

（1）出荷制限指示

平成24年10月24日に県が階上町から採取された野生きのこ類（ホウキタケ）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム116Bq/kgが検出されたため、同年10月26日に国から県に対して、同町において採取された野生きのこ類について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国からの指示を受け、階上町に対し、同町において採取された野生きのこ類について、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同町から産出される野生きのこ類を扱わないよう要請した。

また、産地の市町村名を確認の上、適切な表示によって流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

（2）これまでの出荷制限解除

県は階上町と連携し、これまでに基準値を超える放射性セシウムが検出された地点を含む同町の生息地から、平成26年から平成28年にかけてナラタケ64検体を採取し検査した結果において、すべて基準値の2分の1を下回り、同町のナラタケの放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、平成29年3月31日に同町のナラタケの出荷制限が解除された。

また、平成27年から平成29年にかけてクリタケ201検体を採取し検査した結果において、すべて基準値の2分の1を下回り、同町のクリタケの放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、平成30年11月7日に同町のクリタケの出荷制限が解除された。

（3）検査結果

県は階上町と連携し、クリタケモドキの出荷制限解除に向け、令和元年12月に同町のクリタケモドキの生育地から4検体を採取した。

さらに、令和2年10月から11月にかけての追加検査では11検体、令和3年10月から11月にかけての追加検査では56検体を採取した。

これらの3年間で基準値を超える放射性セシウムが検出された地点等を含む生育地で採取した71検体を検査した結果において、すべて基準値の2分の1を下回り、同町のクリタケモドキの放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、出荷制限は解除されるべきと判断した。

なお、クリタケモドキについては平成28年から検査を行っており、すべての検体で基準値の2分の1を下回り、放射性物質濃度が安定して低水準であることが確認できている。

3 青森県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

県はクリタケモドキの発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、出荷前に基準値以下であることを確認する。

さらに、出荷されるクリタケモドキの安全性を確保するため、出荷期間中に、原則として1週間に1回程度1検体の定期検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

ア 出荷者対策

県は階上町と連携し、同町のクリタケモドキを販売する直売所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録（台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらう。

イ 流通対策

県は階上町と連携し、直売所、卸売市場等に対し、品目名（クリタケモドキ）、採取地、採取日及び採取者の氏名を適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点を巡回指導する。

(3) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は階上町と連携し、採取者に対し、速やかに同町のクリタケモドキの出荷自粛を要請するとともに、直売所や卸売市場等に対して、出荷されたクリタケモドキの回収を要請する。

(4) 関係者への周知

県は階上町と連携し、本計画の内容について、採取者、直売所、卸売市場等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。